



佐賀県公報

平成17年
3月18日
(金曜日)
第 12581号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

○特定第二号漁業者の同意の適合	(一三七・生産者支援課)	一
○森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項	(二三八・林業課)	一
○	(二三九・)	二
○	(二四〇・)	三
○	(二四一・)	三
○	(二四二・)	四
○解除予定保安林	(二四三・森林整備課)	五
○保安林予定森林	(二四四・)	五
○道路の区域の変更	(二四五・道路課)	六
○道路の供用開始	(二四六・)	六
○証紙売りさばき人の指定	(二四七・会計課)	六
○証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更	(二四八・)	七
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	七
○農業振興地域の区域の変更	(農山漁村課)	七
○太良町営伊福地区土地改良事業計画変更同意	(農地整備課)	八
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	八
○平成十七年三月二日付け佐賀県公報第一二五七四号中訂正	(道路課)	八

○ 告 示

●佐賀県告示第百三十七号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があった旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

唐津市第一加入区	区 域	区 分
		小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)

●佐賀県告示第百三十八号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市、鹿島市、東松浦郡玄海町に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び関係市町並びに関係支所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐

倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

●佐賀県告示第百三十九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令

の内容を次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市及び東松浦郡玄海町に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び関係支所並びに玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年五月十三日から平成十七年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、次の(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補

償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第四百十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び鎮西支所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年五月十三日から平成十七年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。
- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第四百十一号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材を含む。))をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

●佐賀県告示第四百二十二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び関係支所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破砕を行うこと。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、一の(一)に掲げる区域を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第四百十三号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市巖木町岩屋字野口一四一八の一〇（国有林）、一四一八の一

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市巖木町本山字明神山一八〇の一五七・一八〇の一六四（以上二

筆国有林）、一八〇の一五八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地及び道路事業用地とするため

●佐賀県告示第四百十四号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

多久市南多久町大字下多久六一七四の五、六一七四の一三〇、六一七

四の一三五、東多久町大字別府六一七六の三、北多久町大字多久原六一

七七の六、六一七七の一、六四九八の二、六五〇一、六五〇三、六五

〇四の二、六五〇五、六五〇六の二、六五二〇の二、佐賀郡大和町大字
久留間字朝草山五一一一の二から五一一一の六まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する
市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりと
する。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

杵島郡北方町大字志久字鳥川内山三七六五の二、三七六五の三、三七

六八の一、三七六八の二、三七六九の一、藤津郡塩田町大字谷所字永谷

乙一〇六の四、乙一〇六の六、乙一〇七

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

藤津郡塩田町大字谷所字永谷乙一〇六の四、乙一〇六の六、乙一

〇七

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する

道路の種類及び路線名		道の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
川上牛津線		小城市牛津町乙柳字乙籠三十三角四七五番一地从先から	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先まで	後	二七・四 一・二・二	五八〇・〇
		小城市牛津町乙柳字乙籠三角五〇二番一地从先から	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先まで	前	一三・〇 四・一	三二二・四
		小城市牛津町乙柳字乙籠三十三角四七五番一地从先から	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先まで	前	八・五 四・一	五九二・八

市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに多久市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年三月十八日から平成十七年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百四十六号		●佐賀県告示第百四十七号	
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。		佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、佐賀県出納長から通知があった。	
平成十七年三月十八日		平成十七年三月十八日	
佐賀県知事 古川 康		佐賀県知事 古川 康	
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	
川上牛津線	小城市牛津町乙柳字乙籠三十三角四七五番一地从先から 小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先まで 小城市牛津町乙柳字乙籠三角五〇二番一地从先から 小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先まで	平成一七・三・一八	
売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
社員法人佐賀県職員互助会 会長 武広辰次	佐賀市城内一丁目一番五九号	佐賀市城内一丁目一番五九号 (佐賀県庁新行政棟内)	平成一七年三月一八日

社団法人佐賀県職員互助会東松浦支部 支部長 中山 正敏	唐津市坊主町四三三番地一	唐津市坊主町四三三番地一 (唐津総合庁舎内)	平成一十七年三月一八日
-----------------------------	--------------	---------------------------	-------------

●佐賀県告示第四百四十八号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一條第一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十七年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称 財団法人佐賀県警察協会 理事長 御手洗 伸太郎	変更事項 売りさばき所の位置	変更	変更前	変更年月日 平成一十七年三月一日
		変更後	変更前	
		小城市三日月町大字久米九六〇番地		
		小城市三日月町久米九六〇番地		

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年5月6日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年3月18日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成17年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 長楽苑

(2) 代表者の氏名 中野 幸光

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市材木一丁目2番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者、障害者、子供やその家族が安心して長く楽しく暮らしていただける地域社会を目指し、介護予防、高齢者福祉事業及び子育て支援事業を行うと共に、民間のさまざまな活動を促進し、高齢者など民間福祉事業との接点となるべく事業を展開することにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年3月18日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡基山町大字園部字浦田2994番2、2995番2及び2995番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三養基郡基山町大字園部2995番地2

高木政勝

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、唐津市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに変更する。

なお、関係図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及び唐津市役所に備えて置いて縦覧に供する。

平成17年3月18日

佐賀県知事 古川 康

- 1 平成8年5月7日付けで公告の唐津市に係る農業振興地域の区域
- 2 平成元年4月28日付けで公告の浜玉町に係る農業振興地域の区域
- 3 昭和48年3月31日付けで公告の蔵木町に係る農業振興地域の区域
- 4 昭和47年3月21日付けで公告の相知町に係る農業振興地域の区域
- 5 昭和55年8月18日付けで公告の北波多村に係る農業振興地域の区域
- 6 昭和47年3月21日付けで公告の肥前町に係る農業振興地域の区域
- 7 昭和47年3月21日付けで公告の鎮西町に係る農業振興地域の区域
- 8 昭和47年3月21日付けで公告の呼子町に係る農業振興地域の区域

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年3月11日太良町営土地改良事業(基盤整備促進)伊福地区の計画変更に同意した。

平成17年3月18日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年3月18日

佐賀県知事 古川 康

○ 正 誤

平成十七年三月二日付け佐賀県公報第一二五七四号中訂正

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
30	唐津市町田字イゲダニ1788番4	平成17年3月2日	6.01~6.02	37.49
指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。				
○ 正 誤				
平成十七年三月二日付け佐賀県公報第一二五七四号中訂正				
頁	箇 所	誤	正	
4	下段 左から一七行目	三根町	みやき町	
	下段 左から一三行目	三根町	みやき町	
	下段 左から一〇行目	三根町	みやき町	
	下段 左から四行目	三根町	みやき町	
	上段 右から一行目	三根町	みやき町	
5	上段 右から五行目	三根町	みやき町	
	上段 左から一一行目	三根町	みやき町	
	上段 左から八行目	三根町	みやき町	
	上段 左から八行目	三根町	みやき町	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)